

議案第 4 2 号

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料
条例の制定について

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例を別紙のように
制定する。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市手数料条例（昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号）に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に係る手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）等の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うとともに、事業者等の利便性を勘案し、手数料の対象となる事務並びにその単位及び金額を体系的かつ個別的に定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料
条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。)に係る事務の手数料を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の金額等)

第 2 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 53 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第 53 条第 1 項の認定若しくは法第 55 条第 1 項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅)	登録住宅性能評価	300 平方メートル	11,000 円

<p>(人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。)以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>機関等が技術的基準に適合すると認められたもの</p>	未満のもの		
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	144,900 円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,900 円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	228,600 円	
		50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円	
	<p>その他のもの</p>	<p>モデル建物法によるもの</p>	300 平方メートル未満のもの	101,500 円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	168,500 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方	271,200 円

			メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	353,400 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	424,200 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	497,300 円
			50,000 平方メートル以上のもの	643,400 円
	その他のもの		300 平方メートル未満のもの	261,300 円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	421,200 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	600,000 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	738,500 円

			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	872,400 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	994,900 円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,240,000 円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価 機関等が技術的基 準に適合すると認 めたもの		5,600 円
		その他のもの	200 平方メートル 未満のもの	41,400 円
			200 平方メートル 以上のもの	46,000 円
3	共同住宅等（共同住 宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外 の住宅をいう。以下 この条において同 じ。）	登録住宅性能評価 機関等が技術的基 準に適合すると認 めたもの	300 平方メートル 未満のもの	11,000 円
			300 平方メートル 以上 2,000 平方メ ートル未満のもの	23,200 円
			2,000 平方メー トル以上 5,000 平方 メートル未満のも の	51,400 円
			5,000 平方メー トル以上 10,000 平方	91,800 円

	メートル未満のもの	
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	147,700 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	223,500 円
	50,000 平方メートル以上のもの	339,400 円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	81,000 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	133,500 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	225,600 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	322,400 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	632,400 円

		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,116,900 円
		50,000 平方メートル以上のもの	2,050,900 円
4	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）		住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げ

		る区分に応じ それぞれ右欄 に定める金額 を加算した額
--	--	--------------------------------------

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「建築物の低炭素化誘導基準」という。))に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)に共用部分(同令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量を含まない場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をい

う。以下この号において同じ。)

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。)

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

3 「モデル建物法」とは、建築物の低炭素化誘導基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。

4 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。

(2) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第5号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	床面積の合計	確認の申請書	
1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下この条において「磁気ディスク等」という。)	31,000円
		書類又は図書のみ	33,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	42,000円
		書類又は図書のみ	44,000円
3	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	58,000円

	方メートル以下のもの	書類又は図書のみ	60,000 円
4	500 平方メートルを超え 1,000	磁気ディスク等	85,000 円
	平方メートル以下のもの	書類又は図書のみ	87,000 円
5	1,000 平方メートルを超え	磁気ディスク等	114,000 円
	2,000 平方メートル以下のもの	書類又は図書のみ	116,000 円
6	2,000 平方メートルを超え	磁気ディスク等	273,000 円
	10,000 平方メートル以下のもの	書類又は図書のみ	275,000 円
7	10,000 平方メートルを超え	磁気ディスク等	468,000 円
	50,000 平方メートル以下のもの	書類又は図書のみ	470,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000 円
		書類又は図書のみ	730,000 円

備考

1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定(同条第 3 項の認定を含む。))に係る建築物(同法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。))にあつては、当該各号に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積)をいう。

(1) 建築物の建築(建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。以下この条において同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積の合計

(2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計とする。

ア 既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に、建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)があつた場合

イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積の合計が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)

(3) 大規模の修繕(建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第2条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該大規模の修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年羽曳野市条例第34号)別表附表1の備考1第4号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)の合計に0.5を乗じて得た面積

2 「確認の申請書」とは、建築基準法第6条第1項の確認の申請書をいう。

3 前号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

(3) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 前

2号の金額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、前号及び第5号の金額)のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に3,300円を加えた金額

項	区分		金額
	床面積の合計	構造計算の方法	
1	200平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	97,600円
		大臣認定プログラム以外の方法	128,900円
2	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	110,200円
		大臣認定プログラム以外の方法	154,000円
3	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	122,800円
		大臣認定プログラム以外の方法	179,100円
4	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	135,300円
		大臣認定プログラム以外の方法	204,300円
5	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	153,600円
		大臣認定プログラム以外の方法	244,100円
6	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	193,600円
		大臣認定プログラム以外の方法	324,200円
7	50,000平方メートルを超える	大臣認定プログラム	327,400円

	もの	大臣認定プログラム以外の方法	595,500円
--	----	----------------	----------

備考

- 1 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又は同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があつた建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計(床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。
 - 2 「構造計算」とは、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。
 - 3 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。
 - 4 第1号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。
- (4) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 第1号(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第5号)、第2号及び前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	

1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等	19,000円
		書類又は図書のみ	21,000円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	11,000円
		書類又は図書のみ	13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等	9,000円
		書類又は図書のみ	11,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	7,000円
		書類又は図書のみ	9,000円

備考

- 1 「小荷物専用昇降機」とは、建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
 - 2 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。
 - 3 第2号の表の備考2の規定は、この表についても適用する。
- (5) 法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	136,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方	212,700円

	メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	249,200円
	50,000平方メートル以上のもの	322,300円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	131,300円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	211,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	369,800円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	436,800円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	498,100円
	50,000平方メートル以上のもの	620,600円

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価 機関等が技術的基 準に適合すると認 めたもの	3,400円	
		その他のもの	200平方メートル未 満のもの	21,300円
			200平方メートル以 上のもの	23,600円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価 機関等が技術的基 準に適合すると認 めたもの	300平方メートル未 満のもの	6,100円
			300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	12,200円
			2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	26,300円
			5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	46,600円
			10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	74,600円
			25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	112,900円
			50,000平方メー トル以上のもの	171,300円

		その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の

		<p>認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</p>
--	--	---

備考

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をい

う。

2 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のも	319,900円
2	その他のもの	モデル建物法によるもの 5,000平方メートル未満のもの	271,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円

		の	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	424,200円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のも の	497,300円
		50,000平方メートル以上のも の	643,400円
	その他のもの	5,000平方メートル未満のも の	600,000円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のも の	738,500円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	872,400円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のも の	994,900円
		50,000平方メートル以上のも の	1,240,000円

備考 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

- (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
---	----	----

	書面の交付を受けようとする 低炭素建築物新築等計画の評 価方法		書面の交付を受けようとする 建築物の住宅以外の用途に供 する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽 微な変更該当すると認めた もの		5,000平方メートル未満のもの	46,400円
			5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	73,100円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	92,100円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のも の	114,900円
			50,000平方メートル以上のも の	160,600円
2	その他のもの	モデル建物法 によるもの	5,000平方メートル未満のもの	136,200円
			5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	177,300円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	212,700円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のも の	249,200円
			50,000平方メートル以上のも の	322,300円
	その他のもの		5,000平方メートル未満のもの	300,600円
			5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	369,800円
			10,000平方メートル以上	436,800円

		25,000平方メートル未満のも の	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のも の	498,100円
		50,000平方メートル以上のも の	620,600円

備考 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

(8) 法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1通につき2,000円

(徴収の時期等)

第3条 手数料は、前条各号に規定する事務の請求等があった際に徴収する。

(還付)

第4条 納付された手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があるとき認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第5条 市長は、特別の理由があるとき認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他不正行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。